春季休業後の学校再開について

　令和2年3月24日、国から学校再開ガイドラインが示され、全校一斉休校は終了することとなった。これを受けて東京都教育委員会から、学校再開に向け、都立学校版感染症予防ガイドラインが示された。

現在、学校の長期休校により学齢期の児童・生徒については、生活習慣の乱れ、学習の遅延、繁華街等での徘徊、居場所の児童・生徒の対応等、新たな課題が生じている。このような状況に総合的に対応するためには、学校でのウイルス感染を防ぎ、安全な状態を確保した上で、下記のとおり教育活動を再開する。小・中学校と併せて臨時休業していた幼稚園についても再開する。

記

１　学校再開日　令和2年4月6日（月）

　　　但し天津わかしお学校については、令和2年4月5日（日）

２　区立幼稚園再開日　令和2年4月8日（水）

３　安全対策について

感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）を作成し、区教育委員会としての指針を示した上で、安全管理策を徹底し学校運営にあたる。

（１）感染症予防策の徹底

児童生徒、教職員等への検温・体調記録の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底により、学校内へのウイルスの侵入を防ぎ、換気等により密閉状態を防止し、定期的に消毒を行う。海外から帰国した児童・生徒等について、帰国から2週間の自宅滞在を要請する。

（２）教育活動上の留意点

授業時間の短縮、全校集会等の回避、感染症対策に留意した指導内容への変更、運動会・移動教室等の延期・中止、給食時の対面の回避、部活動の縮小・中止、等の対策を行いながら教育活動を遂行する。

（３）感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

差別につながる行為を断じて許されず、児童・生徒に発達段階に応じた指導を行うとともに教職員自身も十分意識して日々の業務を行う。